

各 位

会社名 アズビル株式会社
 代表者名 代表取締役社長 山本 清博
 (コード番号：6845 東証プライム)
 問合せ先 総務部長 田中 健二
 (TEL：03-6810-1000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第100期定時株主総会に、「定款一部変更の件」(以下「本議案」といいます。)を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、「長期目標(2030年度)」及び「中期経営計画(2021～2024年度)」の実現に向け、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的に、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、経営の監督機能の更なる強化を実現するため、「指名委員会等設置会社」へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に係る規定の新設(変更案第4条、第28条～第34条)、各法定の委員会設置に伴うコーポレート・ガバナンス体制強化のための定員の変更(変更案第18条)や取締役の任期が1年になることに伴う規定の変更(変更案第20条)、監査役及び監査役会に係る規定の削除(現行定款第29条～第36条)並びにその経過措置等、所要の変更を行うものであります。なお、変更案第34条(執行役の責任免除)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) また、指名委員会等設置会社への移行に伴い監督機能が高まることを踏まえ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会が機動的な剰余金の配当等を決定することができるよう、剰余金の配当等の決定の機関に係る規定の新設(変更案第36条)等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設又は削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の調整及び所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、変更案における附則第2条第1項に別途定めるものを除き、2022年6月23日開催予定の第100期定時株主総会終結の時をもって生じるものいたします。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会の招集者及び議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会の招集者は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれに当たる。<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>2. <u>株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれに当たる。当該取締役又は執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役又は執行役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上11名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任者の任期の満了する時とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、このほかに役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第29条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</u></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第18条 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、報酬委員会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役 (当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。</p> <p>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選 定)</p> <p>第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(委員会に関する規則)</p> <p>第29条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 執行役</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選 任)</p> <p>第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第32条 取締役会は、その決議によって執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって執行役社長を定め、このほかに役付執行役を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(報酬等) 第 33 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議をもってこれを定める。
(新 設)	(執行役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
第 6 章 計 算 (事業年度) 第 37 条 (条文省略)	第 7 章 計 算 (事業年度) 第 35 条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第 36 条 当社は、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とし、中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(剰余金の配当) 第 38 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。	(削 除)
(中間配当) 第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(削 除)
(配当金の除斥期間等) 第 40 条 (条文省略)	(配当金の除斥期間等) 第 38 条 (現行どおり)
(新 設)	(附 則)
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 第 100 期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第 34 条の規定はなお効力を有する。
(新 設)	(電子提供措置等に関する規定の効力発生日及び経過措置) 第 2 条 変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。 3. 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日

※ただし、現行定款第 16 条の削除及び変更案第 15 条の新設については、附則第 2 条に定める日に効力が生じるものといたします。

以 上